

## 市公共工事における「単品スライド」の適用について

---

最近の鋼材類、燃料油などの高騰をうけ、市発注の公共工事において、工事の品質を確保するとともに請負業者の負担軽減を図る観点から、適正な請負代金額に変更できるよう、国・県に準じて「単品スライド」措置を適用することとしました。

### (1)適用基準日

平成20年6月30日とします。

### (2)対象とする資材

各資材における価格変動の状況および工事費における平均的シェアの両面から工事への大きな影響が見込まれる「鋼材類」と「燃料油」の2資材を対象とします。

### (3)対象となる工事

市発注のすべての工事のうち、適用基準日以降に完了、または新たに契約する工事とします。

### (4)請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、単品スライドの対象工事費の1%を超える額を発注者が負担することとします。

単品スライドの対象工事費とは、基本的には工事の請負契約額の総額であります。適用日以前に部分払いの対象となった出来高部分に相当する請負金額を控除した額とします。

関連ファイル [単品スライドの運用について\(PDF\)](#)

[単品スライドの手続きについて\(PDF\)](#)